

保管依頼書

令和 年 月 日

登米市長様

下記買受公売財産について、買受代金納付後、私が引き取るまで、登米市に保管を依頼します。登米市における保管中に下記買受公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、登米市が一切責任を持たないことに同意します。

記

買受公売財産（売却区分番号）

第（ ）号

郵便番号

住所（所在地）

氏名（名称）

印

電話番号

保管依頼期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

注意事項 保管期間は保管開始日から最長で2ヶ月です。